





第九十二号議案

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に  
係る事務手数料条例制定の件

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手  
数料条例を次のように定める。

平成二十四年十一月三十日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に  
係る事務手数料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百  
二十八条第一項の規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律  
(平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。)第五十三条第一項  
に規定する低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」  
という。)の認定等に係る事務の手数料に関し必要な事項を定めるものと  
する。

(認定等の手数料)

第二条 法第五十三条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、  
次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額を  
納付しなければならない。





三										
一の住宅の建築物の壁等熱失止め措置のすべりの 規の建又築部の建物のてを、の建部築又建以る規の 項定住外築物は分築外窓の通損防た措関評も要限										
登録住宅性能評価基準に適合するもの 登記簿に機械等が 性能等が 技術的基 準に適合 するもの 認められたもの										
その他のもの										
三百平方メートルを 超え、二千平方メー トル以下のもの	二百平方メートルを 超え、一千平方メー トル以下のもの	一千平方メートルを 超え、二千平方メー トル以下のもの	二千平方メートルを 超え、五千平方メー トル以下のもの	五千平方メートルを 超え、一万平方メー トル以下のもの	一万平方メートルを 超え、二万五千平方 メートル以下のもの	二万五千平方メー トルを超えるもの	三百平方メートル以 下のもの	五千平方メートルを 超え、一万平方メー トル以下のもの	一万平方メートルを 超え、二万五千平方 メートル以下のもの	二万五千平方メー トルを超えるもの
二二〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	六四〇、〇〇〇円	五五〇、〇〇〇円	四六〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	七〇〇、〇〇〇円

五千平方メートルを 超え、一万平方メー トル以下のもの	八六〇、〇〇〇円	
一万平方メートルを 超え、二万五千平方 メートル以下のもの	一、〇一〇、〇〇〇円	
二万五千平方メート ルを超えるもの	一、一五〇、〇〇〇円	

備考

一 「新築等をしようとする建築物又は建築物の部分」とは、法第五  
十三条第一項に規定する低炭素化のための建築物の新築等に係る建  
築物又は建築物の部分をいう。

二 「認定を申請する部分の床面積の合計」とは、前号の新築等をし  
ようとする建築物又は建築物の部分のうち法第五十三条第一項の規  
定により認定を申請する部分の床面積をこの表の上欄に掲げる区分  
ごとに合計したものをいう。

三 「登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの」  
とは、次に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ定める者が法第五十  
四条第一項各号に定める基準に適合すると認めた建築物又は建築物  
の部分をいう。

イ 住宅のみの用途に供する建築物（共用部分を含む。）又は建築物  
の部分の認定の場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平  
成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能  
評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）又はエネルギー  
ーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）  
第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建  
築物調査機関」という。）

ロ イに掲げるもの以外の認定の場合 登録住宅性能評価機関（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関に限る。）又は登録建築物調査機関

関

四 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に定めるところによる。

2 法第五十四条第二項に規定する審査（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）を申し出ようとする者は、前項（法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第二項に規定する審査については、第五項）の手数料のほか、当該申出に係る建築物の規模に応じて箕面市建築基準法施行条例（平成十二年箕面市条例第六十三号）第六条の表に定める金額の手数料を納付しなければならない。

3 法第五十四条第二項に規定する審査の申出において、構造計算適合性判定（建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下同じ。）を要する建築物の審査を申し出ようとする者は、前二項（法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第二項に規定する審査については、前項及び第五項）の手数料のほか、当該申出に係る建築物のうち構造計算適合性判定を行う一の建築物ごと（建築物の二以上の部分が一エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該部分をそれぞれ別の建築物とみなす。）に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額（構造計算適合性判定を要する建築物が二以上ある場合は、一の建築物ごとに算定した金額の合計）に三千三百円を加算した額の手数料を納付しなければならない。



項	区分	
	床面積	構造計算の方法
一	二百平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム 大臣認定プログラム 以外のもの
二	二百平方メートルを超え、五百平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム 大臣認定プログラム 以外のもの
三	五百平方メートルを超え、千平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム 大臣認定プログラム 以外のもの
四	千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム 大臣認定プログラム 以外のもの
五	二千平方メートルを超え、一万平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム 大臣認定プログラム 以外のもの
六	一万平方メートルを超え、五万平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム 大臣認定プログラム 以外のもの
七	五万平方メートルを超えるもの	大臣認定プログラム 大臣認定プログラム 以外のもの
		金額
		九三、二〇〇円
		一二三、〇〇〇円
		一〇五、二〇〇円
		一四七、〇〇〇円
		一一七、二〇〇円
		一七一、〇〇〇円
		一二九、二〇〇円
		一九五、〇〇〇円
		一四六、六〇〇円
		二三三、〇〇〇円
		一八四、八〇〇円
		三〇九、五〇〇円
		三一二、五〇〇円
		五六八、四〇〇円

備考

一 「床面積」とは、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積をいう。ただし、構造計算適合性判定を要した建築物で建築基準法第六

条第四項又は第十八条第三項に規定する確認済証の交付を受けたものの計画又は法第五十四条第五項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる低炭素建築物新築等計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合は、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（床面積が増加する部分がある場合は、当該増加に係る部分の床面積に二を乗じて得たものに、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えたもの）に〇・五を乗じて得た面積とする。

二 「大臣認定プログラム」とは、建築基準法第二十条第二号イ又は第三号イに規定するプログラムをいう。

三 第一項の表備考四の規定は、この表についても適用する。

4 法第五十四条第二項に規定する審査の申出（建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分を含む低炭素建築物新築等計画に係るものに限る。）をしようとする者は、前三項の手数料（法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第二項の規定による申出については、前二項及び第五項の手数料）のほか箕面市建築基準法施行条例第六条の四の表に定める金額を納付しなければならない。

5 法第五十五条第一項の規定により変更の認定を申請しようとする者は、変更に係る部分の床面積に〇・五を乗じて得た面積ごとに第一項の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額を納付しなければならない。

6 法第五十四条第一項の規定による認定（法第五十五条第二項の規定により準用する場合を含む。）を受けたことを証する書面の交付を受けようとする者は、一通につき千八百円の手数料を納付しなければならない。

（手数料の徴収制限）

第三条 市長は、災害の復旧その他特に必要と認める事由に該当するとき  
は、申請者から手数料の全部又は一部を徴収しないものとするこ  
とができる。

2 前項の規定は、前条第三項に掲げる手数料については、適用しない。  
(手数料の還付)

第四条 既納の手数は、還付しない。ただし、市長が特別の理由がある  
と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

(提案理由)

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、認定等の手数料を定  
めるため、本条例を制定するものである。

2018年，按照国家税务总局公告2018年第16号规定，

纳税人发生年度终了汇算清缴，按照《企业所得税法》及其实施条例、《企业所得税申报表填报指南》等规定，

《企业所得税申报表填报指南》

1. 企业所得税申报表填报指南

2.

3. 企业所得税申报表填报指南

4.

5. 企业所得税申报表填报指南

6. 企业所得税申报表填报指南

7. 企业所得税申报表填报指南

8. 企业所得税申报表填报指南

9.

10. 企业所得税申报表填报指南

11. 企业所得税申报表填报指南

第93号議案

平成24年度箕面市一般会計補正予算(第8号)

平成24年度箕面市の一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185,740千円を追加し、歳入歳出それぞれ40,823,611千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成24年11月30日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計	
		千円	千円		
14 国庫支出金		5,562,090	47,802	5,609,892	
		2 国庫補助金	152,026	11,900	163,926
		4 国庫交付金	872,276	35,902	908,178
			21,752	22,938	44,690
19 繰越金	1 繰越金	21,752	22,938	44,690	
21 市債	1 市債	3,203,280	115,000	3,318,280	
		3,203,280	115,000	3,318,280	
歳入合計		40,637,871	185,740	40,823,611	

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費	1 総務管理費	4,928,673	58,726	4,987,399
	2 道路橋りょう費	3,407,390	50,000	3,457,390
10 教育費		555,921	50,000	605,921
	2 小学校校費	5,070,952	77,014	5,147,966
	3 中学校校費	797,593	68,645	866,238
		369,058	8,369	377,427
歳出合計		40,637,871	185,740	40,823,611

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新放課後モデル事業			平成24年度から平成25年度	45,368千円



第 3 表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				その他
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	
産業 倉庫 倉庫 整備 防整	補正前	千円		%以内		年以内	年以内		
	補正後								
学 校 全 対 路 策 業	補正前								
	補正後								
育 備 業 教 整 務 設 義 施 事	補正前	35,800	借 行 普 通 貸 券 又 証 行	4 (注)	府 他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に 応じて繰上 償還する ことが できる。
	補正後								

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率



平成24年度  
(2012年度)

箕面市一般会計補正予算(第8号)説明書

1950-1951

1952-1953

1954-1955

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	21,947,000	0	21,947,000
2 地 方 譲 与 税	228,000	0	228,000
3 利 子 割 交 付 金	113,000	0	113,000
4 配 当 割 交 付 金	67,000	0	67,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,000	0	22,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,103,000	0	1,103,000
7 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	78,000	0	78,000
9 地 方 特 例 交 付 金	120,720	0	120,720
10 地 方 交 付 税	1,205,597	0	1,205,597
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	593,470	0	593,470
13 使 用 料 及 び 手 数 料	615,419	0	615,419
14 国 庫 支 出 金	5,562,090	47,802	5,609,892
15 府 支 出 金	3,136,916	0	3,136,916
16 財 産 収 入	522,539	0	522,539
17 寄 附 金	11,350	0	11,350
18 繰 入 金	898,981	0	898,981
19 繰 越 金	21,752	22,938	44,690
20 諸 収 入	1,160,757	0	1,160,757
21 市 債	3,203,280	115,000	3,318,280
歳 入 合 計	40,637,871	185,740	40,823,611

## 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	千円 447,618	千円 0	千円 447,618
2 総務費	5,722,278	58,726	5,781,004
3 民生費	16,560,983	0	16,560,983
4 衛生費	3,870,280	0	3,870,280
5 労働費	118,987	0	118,987
6 農林水産業費	125,383	0	125,383
7 商工費	231,080	0	231,080
8 土木費	3,407,390	50,000	3,457,390
9 消防費	1,169,389	0	1,169,389
10 教育費	5,070,952	77,014	5,147,966
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,798,318	0	3,798,318
13 諸支出金	45,213	0	45,213
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	40,637,871	185,740	40,823,611

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一
国府支出金	地 方 債	そ の 他	源	般 財 源
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	0
11,900	41,300	0	0	5,526
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
24,750	19,200	0	0	6,050
0	0	0	0	0
11,152	54,500	0	0	11,362
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
47,802	115,000	0	0	22,938

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
14 国	庫 支 出 金	5,562,090	47,802	5,609,892
2 国	庫 補 助 金	152,026	11,900	163,926
4 総	務 費 用 庫 補 助 金	0	11,900	11,900
4 国	庫 交 付 金	872,276	35,902	908,178
4 土	木 費 用 庫 交 付 金	285,951	24,750	310,701
5 教	育 費 用 庫 交 付 金	66,764	11,152	77,916
19 繰	越 金	21,752	22,938	44,690
1 繰	越 金	21,752	22,938	44,690
1 前	年 度 繰 越 金	21,752	22,938	44,690
21 市	債	3,203,280	115,000	3,318,280
1 市	債	3,203,280	115,000	3,318,280
2 総	務 債	397,300	41,300	438,600
4 土	木 債	665,480	19,200	684,680
5 教	育 債	186,900	54,500	241,400



節		明	
区分	金額 千円	説	千円
1 総務管理費 補助金	11,900	1 消防防災施設整備費補助金 35,700 × 1/3 = 11,900	11,900
2 道路橋りょう費 交付金	24,750	2 社会資本整備総合交付金 補正後 37,554,000円 - 補正前 12,804,000円	24,750
1 小学校 交付金	11,152	1 学校施設環境改善交付金 補正後 32,816,000円 - 補正前 21,664,000円	11,152
1 前年度繰越金	22,938	1 前年度繰越金 補正後 44,690,000円 - 補正前 21,752,000円	22,938
1 総務管理 費債	41,300	3 防災倉庫整備事業債	41,300
2 道路事業債	19,200	2 通学路安全対策事業債	19,200
1 小学校事業債	54,500	9 南小学校整備事業債	54,500

(款) 21. 市債  
(項) 1 市債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
					千円	千円
2 総 務 費		5,722,278	58,726	5,781,004	国庫支出金	11,900
					市債	41,300
					一般財源	5,526
1 総 務 管 理 費		4,928,673	58,726	4,987,399	国庫支出金	11,900
					市債	41,300
					一般財源	5,526
16 防 災 対 策 費		52,595	58,726	111,321	国庫支出金	11,900
					市債	41,300
					一般財源	5,526
8 土 木 費		3,407,390	50,000	3,457,390	国庫支出金	24,750
					市債	19,200
					一般財源	6,050
2 道 路 橋 り よ う 費		555,921	50,000	605,921	国庫支出金	24,750
					市債	19,200
					一般財源	6,050
3 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費		100,571	50,000	150,571	国庫支出金	24,750
					市債	19,200
					一般財源	6,050
10 教 育 費		5,070,952	77,014	5,147,966	国庫支出金	11,152
					市債	54,500
					一般財源	11,362
2 小 学 校 費		797,593	68,645	866,238	国庫支出金	11,152
					市債	54,500
					一般財源	2,993
3 教 育 施 設 費		103,050	68,645	171,695	国庫支出金	11,152
					市債	54,500
					一般財源	2,993
3 中 学 校 費		369,058	8,369	377,427	一般財源	8,369
	1 学 校 管 理 費	239,006	8,369	247,375	一般財源	8,369

節	金額	説明	明
区分	千円		千円
13 委託料	3,000	58 防災倉庫整備事業 (経済危機対応・地域活性化予備費) 【市民安全政策課】	58,726
15 工事請負費	55,400	13 委託料 1 委託料 実施設計委託	3,000 3,000
19 負担金補助 及び交付金	326	15 工事請負費 1 工事請負費 防災倉庫整備工事	55,400 55,400
		19 負担金補助及び交付金 1 負担金 水道口径別納付金	326 326
15 工事請負費	50,000	54 通学路安全対策事業 (経済危機対応・地域活性化予備費) 【道路プロジェクト推進担当】	50,000
		15 工事請負費 1 工事請負費 通学路安全対策工事	50,000 50,000
13 委託料	2,685	54 エレベータ整備事業 (小学校) (経済危機対応・地域活性化予備費) 【学校管理課】	68,645
15 工事請負費	65,960	13 委託料 1 委託料 現場監理委託	2,685 2,685
		15 工事請負費 1 工事請負費 南小学校エレベータ設置等工事	65,960 65,960
15 工事請負費	8,369	51 中学校施設維持管理事業【学校管理課】 15 工事請負費	8,369 8,369

(款) 10 教育費  
(項) 3 中学校費



節		明	千円
区	分	説	金額
			千円
		1 工事請負費	
		第三中学校防排煙設備改修工事	1,764
		第四中学校防排煙設備改修工事	1,754
		第四中学校自動火災報知機改修工事	4,851
			8,369

(款) 10 教育費  
(項) 3 中学校費

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
及び当該年度以降の支出予定額等に

事 項	補 正 区 分	限度額 千円	前年度未までの 支出額	
			期 間	金 額 千円
新放課後モデル事業	補正前			
	補 正	45,368		
	補正後	45,368		

ものについての前年度末までの支出額  
関する調書

当該年度以降 の支出予定額	左の財源内訳			
	特 定 財 源	一般財源		
期 間	金 額	国府支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円
平成24年度 (2012年度) から 平成25年度 (2013年度)	45,368	7,159	6,018	32,191
平成24年度 (2012年度) から 平成25年度 (2013年度)	45,368	7,159	6,018	32,191

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区分	補正 区分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	補正前	13,001,632	12,295,502	(138,400)	1,726,797	12,090,605
	補正			115,000		115,000
	補正後	13,001,632	12,295,502	1,498,500	1,726,797	12,205,605
(2) 道路・街路	補正前	400,958	374,666	145,700	22,487	497,879
	補正			19,200		19,200
	補正後	400,958	374,666	164,900	22,487	517,079
(6) 小学校	補正前	1,668,936	2,049,831	(93,500)	43,736	2,123,195
	補正			54,500		54,500
	補正後	1,668,936	2,049,831	78,100	43,736	2,177,695
(10) その他	補正前	4,034,241	3,280,341	790,900	664,693	3,406,548
	補正			41,300		41,300
	補正後	4,034,241	3,280,341	832,200	664,693	3,447,848
合計	補正前	28,548,891	28,328,073	(138,400)	2,809,491	28,340,482
	補正			115,000		115,000
	補正後	28,548,891	28,328,073	2,798,500	2,809,491	28,455,482

注) 当該年度中起債見込額欄の( )は前年度からの繰越分(外書き)である。  
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。





